

令和5年度みやぎきフードビジネス多角化支援事業
業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度みやぎきフードビジネス多角化支援事業

2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）の拡大により影響を受けた業種（農林水産業分野、製造業分野、宿泊業・飲食サービス業分野などをいう。）において、フードビジネス分野における事業多角化や業種転換等を目指す事業者を対象に、ポストコロナの消費者ニーズやトレンド等を見据えた商品開発や生産性向上等の研修及びそれらに関するコンサルティングを組み合わせた実践的な人材育成プログラム（ひなたMBA（フードビジネス部門））を実施し、本県のフードビジネス産業における良質な雇用の創出と定着を図る。

3 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、次の(1)から(8)までの業務を行うこと。

(1) 研修

ポストコロナの消費者ニーズやトレンド等への対応を目的として、県内事業者を対象に下記ア及びイの項目を含めた研修を行う。

なお、研修効果を高めるため、座学を中心とする集合研修と、製造現場等における実践的な現場研修を連動させること。また、対面による研修を基本とするが、状況等に応じてオンラインでの実施も検討すること。

ア 商品開発（1回3時間、20回程度）

商品の企画から商品化、販路開拓・拡大に必要となる技能および知識を習得するための講座

（例）・商品企画・商品開発（コンセプト、パッケージ、食品表示等）

・製造・加工技術

・販路開拓（EC（電子商取引）、展示会等）

・輸出（世界の状況、取組方法等）

・6次産業化（プラン作成、商品開発等） など

イ 製造・衛生管理工程等の生産性の向上（1回4時間、6回程度）

製造工程やHACCPに基づく衛生管理工程などの生産性の向上に必要な知識・ノウハウを習得するための講座

（例）・衛生管理（HACCP、リスク管理、清掃等）

・生産性向上（作業効率化、ロス低減、DX等）

・生産管理（記録、見える化等） など

(2) 専門家によるコンサルティング

上記(1)の受講事業者のうち、新商品開発や生産性向上等の取組等に関する助言・指導を希望する者に対して、専門家による定期的なコンサルティングを実施すること。

(3) 新商品のコンテスト（研修成果の発展及び横展開）

上記(1)及び(2)の対象事業者を中心として、県内の食品関連事業者等が新たに開発した商品を、審査員が審査・表彰し、販路開拓・拡大に繋げるためのコンテスト「MIYAZAKI FOOD AWARD 2024（仮称：以下、「アワード」という。）を開催すること。

なお、アワードの内容は、下記アからオまでを考慮したものとすること。

ア アワードの審査員（8名程度）は、県内外各分野のバイヤーや有識者等で構成すること。

イ 参加事業者が新たに開発した商品のプレゼンテーションを行い、審査員が評価のうち高評価の商品について表彰をすること。なお、表彰内容は提案によるものとする（昨年度は20商品を最終審査会で審査し、最優秀賞及び審査員賞9品を選定した。）。

ウ 表彰した商品を中心に、販路開拓・拡大につながる仕掛けや取組みを設けること。

エ アワードは一般人やマスメディアも参加することができるオープン形式で実施することとし、対面での開催を基本とする。

オ 審査結果をフィードバックするなど、参加事業者の能力向上につながる取組を行うこと。

(4) 広報宣伝活動

上記(1)～(3)の内容を周知するため、積極的な広報宣伝活動を行うこと。

なお、受講者の募集に当たっては、県内フードビジネス関係者に広く周知できる有効な広報宣伝活動により、受講者の掘り起こしを行うこと。

(5) 運営マネジメント

上記(1)～(3)の内容を実施するため、次に掲げる業務を行うこと。

ア 開催日程調整及び実施会場確保、運営等

イ 受講者募集、受講申込受付、管理、連絡調整

ウ 講師・審査員の確保、日程調整

エ テキスト等の事前作成・購入・配布

- オ 事業進行及び事業終了後の受講者へのアンケート作成、配布、回収、分析
- カ 委託者の指定する事業者等との共同実施や再委託契約等
- キ その他、アからカ以外で事業遂行に必要となる業務

(6) 効果の把握

次に掲げる内容に係る調査・報告を行うこと。

- ア 受講者からの研修に対する評価およびその要因分析（講座ごとに実施）
- イ 研修受講者の所属企業からの研修全般に対する評価およびその要因分析（全プログラム終了後に実施）

(7) 実施報告書の提出

委託業務完了後、業務の内容及び成果等についてまとめた実施報告書を提出すること。

- ア 実施報告書 1 部
- イ 上記の電子ファイルが格納されている電子媒体一式

(8) その他、当該業務を実施する上で必要となる業務

4 委託業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、あらかじめ県に提出し承認を受けた事業計画書等に基づき、適切に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、業務を企画・運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 委託業務の実施にあたり、状況によりオンライン等による実施が可能な体制を整備すること。
- (4) 委託業務を実施する中で、カリキュラムの追加、又は変更の必要が生じた場合は、県と協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。
- (5) 当委託業務は、国（厚生労働省）の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用するものであるため、業務委託契約書及び仕様書に定めるもののほか、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」及び県の指示に基づき、誠実に委託業務を履行すること。

5 委託業務に係る経費等

(1) 次に掲げる経費については、支出対象外とする。

ア 設備等の設置又は改修に要する費用

イ 会議等での食糧費

ウ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

(2) 経費管理については、3の業務内容毎に明確に区分して適切に管理する。

6 その他

(1) 事業計画書の作成に当たっては、企画提案競技において提出された企画提案書をもとに、県と協議の上で作成すること。

(2) 本仕様書に定めのある内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない内容については、必要に応じて県と協議の上、定めるものとする。